

会 議 記 録

会議名称	令和3年度第2回 杉並区公契約審議会	
日 時	令和3年12月8日（水）午前10時00分～午前10時53分	
場 所	分庁舎3階	
出席者	委員	水島委員、砂川委員、金子委員、高取委員、島田委員、大久保委員
	区側	総務部長、経理課長、営繕課長、土木管理課長、土木計画課長、地域施設担当課長、契約統括係長、契約担当係長、契約担当職員
傍聴者	6名	
配布資料	資料1 公契約審議会の開催等のスケジュールについて 資料2 特別区人事委員会等の勧告の妥結内容について 資料3 答申（案）	
会議次第	1 開会 2 報告 （1）公契約審議会の開催等のスケジュールについて 3 議事 （1）令和4年度の労働報酬下限額について 4 その他 5 閉会	

○会長 ただいまから、本年度の第2回公契約審議会を開会いたしたいと思えます。委員の皆様、全員にご出席を頂きましたので、条例に規定する定足数に達していることを、まずご報告いたします。

 それでは、前回の皆様のご意見を踏まえまして、本日の次第に沿って審議を進めたいと思えます。まず、次第第2の公契約審議会の開催等のスケジュールについて、事務局から報告をいたします。

○経理課長 まず初めに、本日、席上に配布した資料を確認したいと思います。

 (配布資料の確認)

○経理課長 それでは、資料1をご覧ください。前回の会議におきましては、事務局として2回開催を前提にして答申を行うスケジュールを皆様にお示しさせて頂きましたが、第1回の審議の内容を踏まえまして、今回のスケジュールにつきましては、3回開催に変更したものを提示してございます。

 3回目は、当初予定していた12月23日としているところでございます。これにより、第3回で答申を行うスケジュールという案でございます。

○会長 事務局からご説明がありましたとおり、本日は、次回の答申に向けて、最終調整を行いたいというふうに考えております。ただし、皆様もお忙しい中でございますので、本日、審議が円滑に進んで、合意内容が全体として図られれば、来年度以降どうするかということを確認した上で、本日を答申の確定というところまで進められれば、大変ありがたいというふうに考えているところでございます。いかがでございますでしょうか。

 (異議なし)

○会長 ありがとうございます。それでは、ご異議がございませんようですので、そのようにさせていただきます。

 それでは、次第第3の議事に入りたいと思えます。労働報酬下限額の答申に向けて、改めて皆様の意見を伺ってまいりたいと思えます。まずは、その参考といたしまして、事務局のほうから、特別区職員の給与状況、また他区の公契約審議会の状況についてご報告を頂ければと思えます。よろしく願い申し上げます。

○経理課長 配付資料につきましては、各委員の皆様事前に説明をしてございますので、本日の説明につきましては、その後、資料を修正した箇所と、本日

の審議において、特に参考としていただきたい点について、説明を絞らせていただきたいと存じます。

それでは、資料2をお手元にお出してください。資料2の1の特別区職員に対する人事委員会勧告についてでございます。期末手当の支給月数0.15か月の引下げを行いまして、月例給の改定は行わないとする内容でございます。こちらは11月18日に妥結をしたところでございます。これによりまして、業務委託等の下限額の根拠としてございます会計年度任用職員、短時間でかつ一般事務補助の事務単価につきましては、令和4年度におきまして改定がなく、1,083円となるところでございます。

ここで、資料の修正についてご報告をさせていただきます。ご覧いただきたいのは、2の(1)のところでございます。国家公務員の給与に関する記載でございますけれども、国家公務員につきましては、11月24日の未明に勧告どおり妥結したということを報道で確認いたしました。なお、この実施につきましては、国は、東京都や区と異なっております。令和4年の6月の期末手当でこの妥結内容を調整するというところでございますので、本日はその点を追記していることを報告させていただきます。

それでは、審議の参考資料について説明いたします。まず、1ページをご覧ください。他区の公契約の審議会等の情報を記載してございます。(1)の内容ですけれども、こちらは記載のとおりでございますが、年内に答申を予定している区につきましては、千代田区など4区ございました。その他の区につきましては、いずれも年度末の3月に答申するというを確認してございます。そのため、来年の3月に答申する区につきましては、令和4年度の下限額について回答をいただいている状況でございます。次に、(3)をご覧ください。よろしいでしょうか。こちらの業務委託に関わる令和4年度の下限額の情報でございます。まず、千代田区と新宿区につきましては、最低賃金が10月に28円引き上げられたことを受けまして、下限額の引上げを予定しているということを聞き取りで確認してございます。これを踏まえ、今年度の杉並区の下限額1,083円につきましては、現時点で足立区の1,094円、こちらに続いて、今、公契約条例を制定している8区の中で、金額的には5番目の位置づけとなります。なお、(3)

の欄外に※の2がございますが、こちらに記載している内容は、目黒区が1,110円を目安にして、他区の状況を踏まえた下限額を決定しているということと考えますと、目黒区の今後の審議会の審議結果によりましては、本区の今年度下限額1,083円については、先ほどの5番目が6番目に下がるというような可能性がございますということをご参考にお知らせいたします。

それから、参考資料の2ページについてご説明させていただきます。(1)の工事請負等の見習いそれから手元等の日額につきましては、今回、算定根拠の審議がそこに集中しないように、事務局といたしましては、あらかじめ計算式を基にした3パターンを用意してございますので、参考としていただきたいと存じます。資料の説明については、以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からのご説明を踏まえまして、杉並区における令和4年度の労働報酬下限額について議論したいと存じます。

まず、工事又は製造の請負契約の熟練工・一人親方についてでございますが、これは前回のご審議で、各職種の公共工事設計労務単価の9割とするということで決定しておりますが、これでよろしいですね。

(了承)

○会長 では、工事又は製造請負契約の見習い・手元等につきましては、委員の先生方のご意見を伺っていききたいというふうに思います。前回、私は、私案として1,275円というのをお示しいたしました。そのことを含めまして、前回に引き続きご発言を頂戴できればというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員 今回、審議会がコロナの影響もあって、日程がタイトな中で、前回の審議会の前には役員会を開催させていただいて、意見を伺いましたが、今回の期間では開催できなかったため、一部の方とご相談をさせていただきました。今日、我々なりの回答をお持ちさせていただいております。従前から申し上げさせていただいたとおり、いわゆる公共の統計データを基に、杉並区の労働報酬下限額も連動していくべきという考えは変えません。最低賃金の上昇と公共工事設計の労務単価の上昇も加味した形の3番でいか

がかなということで、私どもとしてはご提案させていただきたいと思えます。よろしく願います。

○会長 ありがとうございます。ほかにいかがでございますでしょうか。

○委員 基本になるのは設計労務単価とっております。設計労務単価の上昇率を見ていくと、平成25年から上がり始めて、9年連続、ずっと上昇しております。平成24年比で考えると、合計で53.5%設計労務単価が上がっております。単純平均すると6%の上昇率になります。平成25年度には社会保険未加入問題、現場に人が入ってこないということで、国も動き出し、今までけがと弁当は手前持ちだったものが、社会保険の加入や若い人も入る現場にしていきたいと思いますということで、設計労務単価をいきなり15%上げています。これを除いたとしても、その後の平均は3.675%になります。例えば、この間、会長が2%の上昇でどうでしょうかということでお示しいただいておりますけれども、2%上がったとしますと1,275円で、設計労務単価が2%上がったとすると、他区のところは1,365円が1,392円になります。そうすると、117円で、次年度また差が開くということになりますので、私たちのほうとしては、3%上げていただければ、何とか少しでも差が縮まるのではないかなというところで話は決着しております。

○会長 具体的には、単価としては。

○委員 3%になると、1,287円です。

○会長 はい、分かりました。ほかにいかがでございますでしょうか。

○委員 私は、1,267円を労働報酬下限額が相当であると考えております。理由は、他の自治体が、ほとんど見習工の労働報酬下限額を上げているという、他の自治体等との均衡がございます。上げ幅の根拠ですけれども、条例の7条1項1号には、公共工事設計労務単価を基準とするというふうに明示されていますので、私はこの公共工事設計労務単価を基準に考えるべきであると思いました。上昇率は、私たちの審議会では、軽作業員の公共工事設計労務単価を基本には考えておりませんので、全職種の平均上昇率の1.4%の上昇率を私は参照すべきであると考えました。以上を総合しますと1,267円になるというふうに考えました。

○会長 はい。ありがとうございます。ほかにいかがでございますでしょうか。

今までのところ、1,275円、1,287円、1,267円の3案が出ているところですが、少し議論を整理したいと思います。まず、私が1,275円というふうにしたのは、昨年度は、公共工事設計労務単価だけに限定して考えたのではなくて、日額で1万円というのを一つの水準としようというふうにしたという経緯がございます。

委員のご指摘のように、確かに公共工事設計労務単価との関係でというふうになっておりますが、この基準をどこに置くかということで、実はこの審議会の中では、まだ一致が見られていないところがございます。先ほど委員は、軽作業員のご趣旨だったと思います。これについては、見習い・手元というのが、軽作業という作業内容と果たして適切なのかという議論がございまして、これについては必ずしも委員の間での合意が得られないという状況がございました。その中で、どう考えていくかというときに、決定的な根拠があるわけではございませんが、日額1万円程度は保障しましょうというふうにした経緯がございまして、それとの関連で、今年2%程度の上昇ということで、1,275円ということをご提案した次第でございます。3案とも、それぞれに根拠があるというところは承知いたしているところではございますが、どこを基準にするのかということについて、審議会で、今回を含めて、十分な深掘りした検討がされなかったということがございます。もしお許しいただけるのであれば、この点について、来年度あたりに審議をして、基礎になるべきものをどこに置くかということをもう一度確認していくというようなことを踏まえて、本年度につきましては1,275円という線でご了解いただければ大変ありがたいのですが、いかがでございませうでしょうか。

○委員 難しいですけど、次年度、その辺りを諮っていただけるということで、致し方ないかとは。

○会長 昨年度に始まりまして、来年度で3年目を迎えるということがございます。今後、特別区で新たに公契約条例を制定なんていう動きも聞いておりますので、そうした他区の状況、それから本区における状況というのを見まして、他区との均衡を踏まえて算定根拠を見直す方向で検討するということになろうかというふうに思います。来年度、これは事務局にもお願い

しなきゃいけません、日程を考えていただいて、来年度から検討を始めて、すぐにこの結論が出るという性格のものでもないと思いますので、できれば来年度中に、それが無理であれば、次の年度。つまり、3年後には見直しといいますか反映できるような、そういうスケジュール感を持ちたいというふうに思いますので、事務局のほうでもお考えいただければ大変ありがたいというふうに思います。

それまでは、現在の考え方を基にして、1時間あたりに換算した単価とすることによってまとめさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、令和4年度下限額1,275円ということを決めたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

(了承)

○会長 次は、業務委託契約と指定管理協定の労働報酬下限額について見ていきたいというふうに思いますが、これにつきましては、事務局から何か補足ございますでしょうか。

○経理課長 それでは、補足の説明と前回まで申し上げていた説明を訂正させていただきたいと思ひます。

お手元の参考資料の3ページをお開きいただけますか。3番の区の会計年度任用職員の雇入人数について補足をいたします。今年度の会計年度任用職員のパートとして新規雇入した人数と、それに伴います次年度の更新した場合の条件がございました。今年度、パート事務補助を22名採用してございます。そして、雇入条件につきましては、①から③までの3通りの労働時間に伴う雇入条件の違いがございました。私どもは、雇入状況を一律のものとして、2年目の単価が1,110円だという説明をずっとしてきましたが、訂正をさせていただきたいと思ひます。

まず、区がパート職員を継続雇入する場合につきましては、労働時間に照らしまして、雇入契約の時間単価に差が生じているということもございました。それによりまして、2年目と言われる単価につきましては、3種類ございます。今年度の労働条件で更新する場合、来年の単価は、週当たりの労働時間が20時間未満の方は、2名いらっしゃいますけれども、この方は

1,093円に。それから、週当たり20時間以上で30時間未満の方が12名いらっしゃいますけど、この方の2年目の時間単価は1,101円に。そして、三つ目ですけども、週当たり30時間の労働条件だった方は、更新すると、2年目は1,110円となるものでございました。訂正させていただきます。

○会長 ありがとうございます。それでは、今のご説明も踏まえまして、ご発言のある方、よろしくお願い申し上げます。

○委員 前回、労働組合側としては、1,190円の一つの指標を持っているという話をさせていただいております。そうはいつでも、会計年度任用職員という一つのキーワードの中で、前年度も決めてきたということだという延長線でいったときに、今お話のあった、金額が指標にならざるを得ないのかなという認識はっております。

最低賃金が2.76%上がっているのであれば、その率を上げていくというのが妥当という考え方は持っております。

ただ、前回の議論の中ですと、会計年度任用職員の枠から超えてしまうということであって、資料の3ページの範囲内でまず決めなきゃいけないということなのか、その辺の議論の過程を少し確認させていただきたいなというふうに思っております。

○会長 そうすると、一応、私どもで考えているのは、会計年度任用職員の号俸調整でいこうということですが、それ自体もどうなのかということを含めてということでございますが。そこは、もちろん委員の先生方のご意向にもよるところですが、その会計年度任用職員の俸給基準というのをベースに考えているのは、他区なんかもそれが多いですよね。

○経理課長 他区の状況といたしましては、区の職員の給料を算定根拠にしている区、直接、区の給料を基にして、時間単価を地域事情も踏まえて算定している区もあります。また、私どもの区のように、会計年度任用職員の根拠に寄り添って、そのまま横引きしている区がございます。

○会長 確かに、ご案内のように、公務員賃金というのは情勢適応の原則との関係で、一年遅れにどうしても反映がなっていく側面は否定できないところではあります。昨年度、一応それに即して、基準としてこれをベースにということにしましたので、上げるということになれば、1,093円、1,101

円、1,110円というこのぐらいの中から考えたいなというふうには思いますが、いかがでしょうか。刻んでいくと、なかなか根拠が見つげづらくなるということもございますので。よろしいでしょうかね。

今、2号給調整で1,101円というご提案がございましたが、ほかにいかがでございますでしょうか。

○委員 今回この資料を見まして、前回は会計年度任用職員の給料というのが1,083円というのは、昨年度も。

○会長 それはそのままだと。

○委員 そうですよ。

○会長 それは変わっていないです。

○委員 それで、前回、会長がおっしゃったのは、最低賃金が上がったので、若干でも上げたほうがいいのではないかと。私どもの委託業種というのは、人工と申しますか集約型で、当然、8時間働く人もいれば、2時間しか働かない人もおります。パートが大分いるというのが現状でありまして、当然、8時間働く人が多い。あくまでも、これは最低の賃金であって、1日8時間、1日6時間働いている方が1,093円よりもらっていると思います。これはあくまでもパートの方の一、二時間の賃金だと思っているんですけども、今回も前回どおり、会計年度任用職員の賃金を当てはめていただいたら、幸いかなと思っております。

○会長 具体的に言うと。

○委員 1,093円。

○会長 今のご説明ですと、実勢として、もうちょっと長時間働く方には、実勢としてももうちょっと高い額があるというのが実勢としてあるので、下限のところ、短いパートということ想定していただければ、1,093円というので、1週間当たり20時間未満というのと連動性が高いのではないかとというご意見でございました。ほかにいかがでございますでしょうか。

○委員 繰り返しのなってしまいますが、やはり公共サービスの質だとかそういうところが目的、向上とか目的という中で、やはり、最賃に近い金額というところはやっぱり違和感を持っているというところがございます。この会計年度任用職員のこの単価に集約されていくということになるのであれ

ば、この①②③の中から選ぶということだと、そのボリュームゾーンということ言えば、②なのかなというような思いであります。やはり、昨今、かなり物価の上昇等々ありますし、原油高等々もありますし、そういったところも少し考慮していく必要があるのかなというところ。それから、その会計年度任用職員の場合は、実際には期末手当、いわゆる民間で言う賞与に当たるもの等も実際にはあると思っておりますので、そういうところも含めた金額というところで、その上乘せ額というのは取りあえず考えていく必要があるのかなと思っております。

- 会長 賞与の点ですが、全部に出るわけではないですよ。
- 経理課長 会計年度任用職員につきましては、週当たり15時間30分を超えた方については、期末手当の支給対象になるという制度でございます。その場合は、今回の人勸の勧告を受けた月数で支給をされます。
- 総務部長 補足いたしますと、週当たりの勤務時間が、経理課長が言ったように15時間30分で、かつ、週当たり2日以上勤務をされている方が対象です。
- 会長 なるほど。
- 総務部長 ちなみに、当審議会が参考にしてている会計年度任用職員（短時間）と同じく（一般）については合わせて2,100人ぐらいおります。今申し上げた期末手当が支給される条件をクリアする人は、そのうちの大体4分の3ぐらいです。
- 会長 なるほど。
- 総務部長 裏を返すと、4分の1の方は満たさないので、支給されないという状況です。
- 会長 参考にいただければと思います。ほかにいかがでございますでしょうか。
- 委員 私は1,093円が妥当であると考えております。この根拠づけですが、我々の審議会では、会計年度任用職員の給料表を基礎にするということで、給料表にある数字のどれを選択するかというふうな問題と考えます。先ほど最低賃金の上昇率というのが出ましたが、この会計年度任用職員の給料自体は、特別区人事委員会の勧告を受けて、それを考慮されて算定しておりますので、最低賃金と人事委員会の勧告の中間値というんです

かね、こちらの資料の②のNo.2を基礎に考えると、一番近い数字だと1,093円ではないかと考えました。

○会長 はい。ありがとうございます。ほかにいかがでございますでしょうか。

(なし)

○会長 ご意見がこれ以上ないということでございますが、先ほどの委員からのご説明を踏まえますと、下限額というところで考えた場合、非常に短時間の方が実際に該当していくというようなことを伺いました。実際にそうであるかどうかというエビデンス自体は現状ありませんが、業界としてそういうご判断で、決してそこに全部そろえているわけではないというご説明もございましたので、そういう点を踏まえますと、令和4年度といたしましては下限額を1,093円ということにさせていただきます。今後、その辺の具体的な実態の辺りも、来年度以降の議論の中にはぜひ参考にさせていただいて、またご審議をしていただくというようなことにしたいかと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○委員 会長の発言ということであれば、ご協力をということになりますけれども、そもそも会計年度任用職員を基準にするかどうかということもあろうかと思えます。じゃあ何を基準にしたらというのはちょっと難しいところはあるんですが、そういうところも含めて行いたい。

○会長 そうですね。

○委員 次年度以降、我々の宿題事項として少し議論ができればなと思っておりますので、お願いします。

○会長 はい。ありがとうございます。今、委員のほうから出ましたように、我々、会計年度任用職員ということでは言いましたけど、その具体的なエビデンスというんでしょうかね、それが適切かどうかということについてはもう一遍検討してみるということと、あと、委員から出た点は大変重要だと思えますが、実勢としてどうかということですよ。そこら辺も踏まえて、次年度以降、少しエビデンスを増やして検討していけたらというふうに思います。

大変恐縮でございますが、下限額1,093円ということで、よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。それぞれの委員の皆様にご無理をお願いして、言い足りない点多々あるかと思いますが、審議にご協力いただきまして、まとめていただきました。そういたしますと、諮問された事項としての決定事項といたしましては、工事については1,275円という点、それから、委託については1,093円ということをお認めいただきましたので、これで一応、諮問を受けましたものにつきましては、全て頂戴をしたところでございます。答申案のご準備はいかがでございますでしょうか。

○契約統括担当係長 第1回、第2回の審議によりまして決定しました下限額につきまして、今、事務局のほうで答申案の書類を作成いたしました。委員の皆様のお手元に配付させていただいておりますので、ご確認いただきたいと思っております。

○会長 はい。ありがとうございます。それでは、僭越でございますが、私のほうから、今、配付していただきました答申の案につきまして、読み上げさせていただきます。

1. 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額、(1)熟練労働者・一人親方、令和4年の東京都における47職種ごとの公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」、「建築ブロック工」の4職種については、過去に東京都が示した参考値に対し、他の47職種の上昇率を平均して得た割合を乗じて算出した額を単価とし、その単価に同じく90%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

(2)上記以外（特定労働者等の合意の下、見習い・手元等の労働者と使用者が判断する者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者）、1時間あたりの単価を1,275円とするのが妥当である。

2. 工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約に係る労働報酬下限額、杉並区職員給料表の会計年度任用職員（短時間・一般事務補助）を参考に1時間あたりの単価を1,093円とするのが妥当である。

3. 指定管理協定に係る労働報酬下限額、「2. 工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約に係る労働報酬下限額」と同額とするのが妥当で

ある。

以上でございますが、いかがでございますでしょうか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。本日は皆さんの多大なご協力を頂戴いたしまして、円滑に議事を進行することができまして、答申内容を決定することができました。どうもありがとうございました。

それでは、最後に、次年度に向けた課題、既にいろいろ、審議の過程で頂戴したところではございますが、再度、改めまして、各委員の先生方からご発言を頂ければと思います。いかがでございますでしょうか。

○委員 はい。お疲れさまでございました。やっぱり考え方に開きがあるのかなという部分とかがあって、ここまで持っていくためのアプローチにいろいろ考えていかなきゃいけないところがあるのかなというふうに考えています。幾つか要望事項というか個人的な宿題事項も含めた発言をさせていただきたいというふうに思います。

まず一つ目は区側へのお願いになりますけれども、下限額を上げる方向で決まったというようなことで、ぜひともその予定価格についてはしっかり利潤といいますか、あるいは労働報酬下限額をしっかりと考慮して積算した経営側の負担等も考えた、しっかりした発注価格という形にさせていただきたいということをお願いしたいということでございます。

その上で、私の勉強不足なのかもしれないんですけども、労働報酬下限額を上げるということは、発注価格が上がり、その分、労働者にも行くという論理のときに、経営側にそんなに負担がないんじゃないかなというふうに素人考えでは思ってしまうというところなんです。勉強会じゃないですけども、ひもとくようなものがあると、私も素人ですので、分かりやすいのかなと。特に、建設事業費とか、分からない部分もありますので、ぜひともご教示いただきたいなというふうに思っています。

それから、請負や業務委託について、今回、保育士のところで調査を頂きまして、ありがとうございました。ほかにどういう業務委託があるのかというところも含めて、例えば有資格のものについては少し考えたほうがいいんじゃないかという議論も読まさせていただいた中で、保育士以外に

もそういう業務があるのであれば、調査をしていただいて検証するのもいいのかなというふうに思っております。そこも来年度の宿題とさせていただきます。できればというふうに思います。

第1回のところでも話しましたが、まだ1年たっていないという中で、この下限額を上げて、どう影響があったかというところが分からない中で、今回の審議会という形になっております。来年は少しそこが分かってくるということですので、調査といいますか、両方にアンケートを取ったほうがいいのか分からないんですけれども、何か来年の議論に足るような事前の調査みたいながあると、いい審議会になるのではないかなというふうに思っております。大変かもしれませんが考えていただければなというふうに思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。大変貴重なご提言を頂戴したというふうに思っております。では、委員、お願いいたします。

○委員 次年度に向けてということでございますので、昨年より議論の俎上には何度も何度も上がっておりますけれども、いつもあやふやな感じで終わっている軽作業員の定義とかというところがございますけれども、未熟練、手元の単価の話のときに、昨年の審議会でも、私は、現場に入るから軽作業員でよろしいんじゃないでしょうかということを申し上げたときに、これは軽作業員のプロの金額ですからとかというふうな話が出たということも、私の中では覚えております。農水省と国交省が出している普通作業員と軽作業員の定義のところ、もう一度、資料としてつけていただいてもいいかなと思います。ここでちょっと長くなるので、軽作業員だけ読み上げますと、軽作業員としては、簡易な清掃または後片づけ。公園などにおける草むしり。軽易な散水。現場内の軽易な小運搬。準備、測量、出来高管理等の手伝い。こういったことが主に軽作業員。そうすると、未熟練、手元というのは、この軽作業員よりまだ満たない方が未熟練、手元になるのかなという感覚でおりますので、その辺の定義、あと普通作業員との違いなんかも載せていただければなというところは思います。そうすると、手元、未熟練の方の金額がこれでいいのかなとか、軽作業員とは違うねというふうな形になってくるかと思えます。

あと一つは、先ほど委員のほうからもありましたけれども、工事の積算に関することです。本人の賃金を、区が工事の費用を積算するとき、未熟練、手元で何人計算がされているのか。現場に入る方は、職種で積算されているとは思いますが、その費用に、国が定めている41%が費用としてついていますよと、それは工事費として別ですよというお話も、この間、区の方とも確認が取れておりますので、その辺のお知らせですね。そうになると、どれだけ熟練工の方が賃金をちゃんともらえばいいのかということが考えられる一つの手だてになるかとは思っています。

あと、一つ、区側をお願いとしては、ここは特定公契約の現場ですよというポスターを貼っていただきたい。区の方も、それはやりますよということと言っていてはいるので、条例の別表の中にも知らせるということ載っておりますので、区側をお願いをしておきたいと思えます。

○会長 大変貴重なご意見が、様々な議論をしているところで、やっぱりエビデンスを深めて、各委員で共通理解を持とうという積極的なご提案と受け止めました。また、最後の点は大変重要なことだと思いますので、私からもお願いしたいなというふうに思います。ほかにいかがでございますでしょうか。

(なし)

○会長 全体のスケジュール感ですが、当初伺った23日というのは、実は予算編成との関係では、実は厳しい日程だったと伺いました。今年度はこれで結構ですが、次年度は、様々な勧告の時期とかということはあると思いますが、ちょっとゆとりを持ったスケジュール設定をひとつお願いしたいのと、今、両委員からのご提言というのは大変貴重であろうかと思えますので、そうしたことも十分、フリーディスカッションできるようなことを含めて、次年度以降、事務局のほうでぜひ日程のほうを、大変だと思いますが、ご調整いただければ大変ありがたいというふうに思います。

それでは、閉会に当たりまして、事務局の白垣総務部長からご挨拶を頂戴できればと存じます。

○総務部長 皆さん、本日は活発な議論の上、審議会としての答申を頂戴しまして、誠にありがとうございました。

前回、審議の中で、3回ということで、今、会長からもお話がありましたけど、23日が答申の日ということで再設定をしたところですけども、今日出していただいて、予算への反映という観点で、非常に助かります。ありがとうございました。

この後、的確に、本日答申いただいた下限額を予算に反映いたしまして、3月には公告をし、先ほど委員からもありましたけども、現場にもしっかりと周知徹底をいたしまして、適切に条例の運用を図ってまいりたいと思います。

それから、来年度以降の運営につきましては、会長からもございましたように、また、皆様からもご意見いただきましたので、この2年間は、昨年、審議会で議論して決めた考え方にのっとり、それぞれの下限額、答申いただきましたけれども、今後の見直しの可能性も含めた議論ができるような素材を、事務局としては出さなければいけないなというふうに認識しております。

本区を含めた8区に追随して、条例の制定を検討している区も複数ございますので、そういったところも含めた他区の状況ですとか、あとは、現場の支払いの実勢がどうなっているかですとか、あるいは、今の時点では、まだ1年間、条例を運用してございませんけれども、来年になれば1年間の運用の検証というものが出せると思いますので、どの程度条例を適用したことで支払い状況が変わったのかなどなど、議論の素材となるような資料をお出ししたいと思います。その際には、会長をはじめ、委員の皆さんから、リクエストも踏まえながら、そろえさせていただければと考えております。

それから、日程も余裕を持って、前倒しで組まなければならないと思っております。例年、特別区人事委員会の勧告が10月ということもありますし、区議会も第3回定例会が10月の半ばぐらいまでありますが、日程を調整して、余裕を持って、今申し上げたような議論ができるようなスケジュールを組めればなというふうに思っております。来年以降もまた引き続きご負担をおかけしますが、よろしく願いできればと存じます。本年は、本当に、どうもありがとうございました。

○会長 どうもありがとうございました。それでは、散会ということでよろしゅうございますか。

○経理課長 はい。

○会長 どうも、委員の先生方、本年度もありがとうございました。